

狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十三号

狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第一条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月奈良県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「名刺半切型」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

第二条 調理師法施行細則(昭和三十四年七月奈良県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「名刺型」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第一号様式の注(3)中「~~名刺型~~」を「~~縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル~~」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第三条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年五月奈良県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「名刺型」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第一号様式の注(1)中「~~名刺型~~」を「~~縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル~~」に改める。

(ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則(昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「三か月」を「六か月」に、「二・五センチメートル」を「二・四センチメートル」に改める。

第一号様式及び第三号様式から第五号様式までの規定中「三か月」を「六か月」に、

「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

(奈良県立公園条例施行規則の一部改正)

第五条 奈良県立公園条例施行規則(昭和二十九年四月奈良県規則第十七号)の一部を

次のように改正する。

第二条第二項中「二葉(名刺型半切大)」を「(縦三センチメートル、横二・四センチメートルのもの)二葉」に改める。

(奈良県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第六条 奈良県屋外広告物条例施行規則(昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号)の

一部を次のように改正する。

第十一条中「五・五センチメートル横四センチメートル」を「四・五センチメートル横三・五センチメートル」に改める。

第五号様式中「5.5cm^横4cm」を「4.5cm^横3.5cm」に改める。

(奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部改正)

第七条 奈良県立高等技術専門校条例施行規則(昭和四十五年九月奈良県規則第五十号

)の一部を次のように改正する。

第一号様式(表)中「2cm」を「6cm」に改める。

(奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部改正)

第八条 奈良県中央卸売市場条例施行規則(昭和五十二年四月奈良県規則第二号)の一

部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「三月」を「六月」に、「名刺型」を「縦三センチメートル、横二・四センチメートル」に改め、「。以下同じ」を削る。

(奈良県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第九条 奈良県立都市公園条例施行規則(昭和三十五年三月奈良県規則第十五号)の一

部を次のように改正する。

第三条第二項中「名刺型半切大」を「縦三センチメートル、横二・四センチメートルのもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。